# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年1月31日提出 |
| 【計算期間】 | 第15期中(自 2021年5月11日至 2021年11月10日) |
| 【ファンド名】 | 野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ |
| 【発行者名】 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | ＣＥＯ兼代表取締役社長 小池　広靖 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松井　秀仁 |
| 【連絡場所】 | 東京都江東区豊洲二丁目２番１号 |
| 【電話番号】 | 03-6387-5000 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

## １【ファンドの運用状況】

**以下は2021年11月30日現在の運用状況であります。**
**また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。**

### （１）【投資状況】

**野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ**

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 21,731,431,090 | 99.98 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 2,194,891 | 0.01 |
| 合計（純資産総額） | | 21,733,625,981 | 100.00 |

**（参考）国内株式マザーファンド**

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 397,891,927,490 | 97.64 |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | ― | 9,615,463,234 | 2.35 |
| 合計（純資産総額） | | 407,507,390,724 | 100.00 |

**その他の資産の投資状況**

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本 | 9,593,760,000 | 2.35 |

### （２）【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

**野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ**

2021年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額(円) | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第5計算期間　(2012年 5月10日) | 2,340 | 2,340 | 0.5295 | 0.5295 |
| 第6計算期間　(2013年 5月10日) | 5,504 | 5,504 | 0.8543 | 0.8543 |
| 第7計算期間　(2014年 5月12日) | 6,315 | 6,315 | 0.8318 | 0.8318 |
| 第8計算期間　(2015年 5月11日) | 9,380 | 9,384 | 1.1665 | 1.1670 |
| 第9計算期間　(2016年 5月10日) | 10,615 | 10,615 | 0.9922 | 0.9922 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第10計算期間 (2017年 5月10日) | 13,191 | 13,197 | 1.2017 | 1.2022 |
| 第11計算期間 (2018年 5月10日) | 16,464 | 16,470 | 1.3730 | 1.3735 |
| 第12計算期間 (2019年 5月10日) | 15,446 | 15,453 | 1.2225 | 1.2230 |
| 第13計算期間 (2020年 5月11日) | 15,245 | 15,252 | 1.1969 | 1.1974 |
| 第14計算期間 (2021年 5月10日) | 20,290 | 20,296 | 1.6086 | 1.6091 |
| 2020年11月末日 | 17,920 | ― | 1.4320 | ― |
| 12月末日 | 18,400 | ― | 1.4743 | ― |
| 2021年 1月末日 | 18,365 | ― | 1.4775 | ― |
| 2月末日 | 18,942 | ― | 1.5236 | ― |
| 3月末日 | 20,171 | ― | 1.6100 | ― |
| 4月末日 | 19,769 | ― | 1.5644 | ― |
| 5月末日 | 20,201 | ― | 1.5853 | ― |
| 6月末日 | 20,695 | ― | 1.6038 | ― |
| 7月末日 | 20,331 | ― | 1.5687 | ― |
| 8月末日 | 21,048 | ― | 1.6182 | ― |
| 9月末日 | 22,075 | ― | 1.6885 | ― |
| 10月末日 | 22,231 | ― | 1.6642 | ― |
| 11月末日 | 21,733 | ― | 1.6035 | ― |

②【分配の推移】

野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ

| | 計算期間 | 1口当たりの分配金 |
|---|---|---|
| 第5計算期間 | 2011年 5月11日～2012年 5月10日 | 0.0000円 |
| 第6計算期間 | 2012年 5月11日～2013年 5月10日 | 0.0000円 |
| 第7計算期間 | 2013年 5月11日～2014年 5月12日 | 0.0000円 |
| 第8計算期間 | 2014年 5月13日～2015年 5月11日 | 0.0005円 |
| 第9計算期間 | 2015年 5月12日～2016年 5月10日 | 0.0000円 |
| 第10計算期間 | 2016年 5月11日～2017年 5月10日 | 0.0005円 |
| 第11計算期間 | 2017年 5月11日～2018年 5月10日 | 0.0005円 |
| 第12計算期間 | 2018年 5月11日～2019年 5月10日 | 0.0005円 |
| 第13計算期間 | 2019年 5月11日～2020年 5月11日 | 0.0005円 |
| 第14計算期間 | 2020年 5月12日～2021年 5月10日 | 0.0005円 |

③【収益率の推移】

野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ

| | 計算期間 | 収益率 |
|---|---|---|
| 第5計算期間 | 2011年 5月11日～2012年 5月10日 | △8.7% |

| | | |
|---|---|---|
| 第6計算期間 | 2012年 5月11日～2013年 5月10日 | 61.3% |
| 第7計算期間 | 2013年 5月11日～2014年 5月12日 | △2.6% |
| 第8計算期間 | 2014年 5月13日～2015年 5月11日 | 40.3% |
| 第9計算期間 | 2015年 5月12日～2016年 5月10日 | △14.9% |
| 第10計算期間 | 2016年 5月11日～2017年 5月10日 | 21.2% |
| 第11計算期間 | 2017年 5月11日～2018年 5月10日 | 14.3% |
| 第12計算期間 | 2018年 5月11日～2019年 5月10日 | △10.9% |
| 第13計算期間 | 2019年 5月11日～2020年 5月11日 | △2.1% |
| 第14計算期間 | 2020年 5月12日～2021年 5月10日 | 34.4% |
| 第15期（中間期） | 2021年 5月11日～2021年11月10日 | 3.8% |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## ２【設定及び解約の実績】

### 野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ

| | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第5計算期間 | 2011年 5月11日～2012年 5月10日 | 2,000,794,340 | 699,544,527 | 4,420,230,393 |
| 第6計算期間 | 2012年 5月11日～2013年 5月10日 | 4,092,849,149 | 2,069,326,280 | 6,443,753,262 |
| 第7計算期間 | 2013年 5月11日～2014年 5月12日 | 5,579,217,195 | 4,431,008,013 | 7,591,962,444 |
| 第8計算期間 | 2014年 5月13日～2015年 5月11日 | 5,578,067,934 | 5,128,598,115 | 8,041,432,263 |
| 第9計算期間 | 2015年 5月12日～2016年 5月10日 | 8,045,591,017 | 5,387,520,225 | 10,699,503,055 |
| 第10計算期間 | 2016年 5月11日～2017年 5月10日 | 5,574,656,838 | 5,296,838,848 | 10,977,321,045 |
| 第11計算期間 | 2017年 5月11日～2018年 5月10日 | 5,720,327,639 | 4,705,855,753 | 11,991,792,931 |
| 第12計算期間 | 2018年 5月11日～2019年 5月10日 | 4,838,503,484 | 4,195,228,405 | 12,635,068,010 |
| 第13計算期間 | 2019年 5月11日～2020年 5月11日 | 4,936,473,977 | 4,834,096,770 | 12,737,445,217 |
| 第14計算期間 | 2020年 5月12日～2021年 5月10日 | 4,173,616,687 | 4,297,415,143 | 12,613,646,761 |
| 第15期（中間期） | 2021年 5月11日～2021年11月10日 | 2,526,817,668 | 1,765,334,744 | 13,375,129,685 |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## ３【ファンドの経理状況】

**(１)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間(2021年5月11日から2021年11月10日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。**

## 【野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ】

### （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第14期<br>(2021年 5月10日現在) | 第15期中間計算期間末<br>(2021年11月10日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 48,371,689 | 76,775,883 |
| 親投資信託受益証券 | 20,288,459,915 | 22,338,047,501 |
| 未収入金 | 56,856,125 | 4,153,126 |
| 流動資産合計 | 20,393,687,729 | 22,418,976,510 |
| 資産合計 | 20,393,687,729 | 22,418,976,510 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 6,306,823 | - |
| 未払解約金 | 82,030,903 | 61,961,696 |
| 未払受託者報酬 | 2,081,959 | 2,338,925 |
| 未払委託者報酬 | 12,491,704 | 14,033,486 |
| 未払利息 | 24 | 68 |
| その他未払費用 | 312,232 | 350,778 |
| 流動負債合計 | 103,223,645 | 78,684,953 |
| 負債合計 | 103,223,645 | 78,684,953 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 12,613,646,761 | 13,375,129,685 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 7,676,817,323 | 8,965,161,872 |
| （分配準備積立金） | 4,343,359,717 | 3,790,249,486 |
| 元本等合計 | 20,290,464,084 | 22,340,291,557 |
| 純資産合計 | 20,290,464,084 | 22,340,291,557 |
| 負債純資産合計 | 20,393,687,729 | 22,418,976,510 |

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第14期中間計算期間<br>自　2020年 5月12日<br>至　2020年11月11日 | 第15期中間計算期間<br>自　2021年 5月11日<br>至　2021年11月10日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 2,734,500,231 | 817,061,307 |
| 営業収益合計 | 2,734,500,231 | 817,061,307 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 8,965 | 8,242 |
| 受託者報酬 | 1,810,158 | 2,338,925 |
| 委託者報酬 | 10,860,894 | 14,033,486 |
| その他費用 | 271,459 | 350,778 |
| 営業費用合計 | 12,951,476 | 16,731,431 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 2,721,548,755 | 800,329,876 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 2,721,548,755 | 800,329,876 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 2,721,548,755 | 800,329,876 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | 199,337,761 | 47,004,516 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 2,508,221,041 | 7,676,817,323 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 580,165,999 | 1,610,167,023 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 580,165,999 | 1,610,167,023 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 442,432,718 | 1,075,147,834 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 442,432,718 | 1,075,147,834 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 5,168,165,316 | 8,965,161,872 |

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。 |
| ２.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| ４.その他 | 当ファンドの中間計算期間は、2021年 5月11日から2021年11月10日までとなっております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 第14期<br>2021年 5月10日現在 | 第15期中間計算期間末<br>2021年11月10日現在 |
|---|---|
| １． 計算期間の末日における受益権の総数<br>12,613,646,761口 | １． 中間計算期間の末日における受益権の総数<br>13,375,129,685口 |
| ２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.6086円<br>(10,000口当たり純資産額) (16,086円) | ２． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.6703円<br>(10,000口当たり純資産額) (16,703円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 第14期<br>2021年 5月10日現在 | 第15期中間計算期間末<br>2021年11月10日現在 |
|---|---|
| １．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>２．時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | １．中間貸借対照表計上額、時価及び差額<br>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>２．時価の算定方法<br>親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（その他の注記）

1　元本の移動

| 第14期<br>自 2020年 5月12日<br>至 2021年 5月10日 | | 第15期中間計算期間<br>自 2021年 5月11日<br>至 2021年11月10日 | |
|---|---|---|---|
| 期首元本額 | 12,737,445,217円 | 期首元本額 | 12,613,646,761円 |
| 期中追加設定元本額 | 4,173,616,687円 | 期中追加設定元本額 | 2,526,817,668円 |
| 期中一部解約元本額 | 4,297,415,143円 | 期中一部解約元本額 | 1,765,334,744円 |

2　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | (2021年11月10日現在) |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 11,632,493,830 |
| 株式 | 411,223,160,040 |
| 派生商品評価勘定 | 83,266,757 |
| 未収配当金 | 3,406,203,721 |
| 未収利息 | 230,361 |
| その他未収収益 | 17,125,282 |
| 差入委託証拠金 | 165,133,698 |
| 流動資産合計 | 426,527,613,689 |
| 資産合計 | 426,527,613,689 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 13,873,300 |
| 未払解約金 | 120,617,976 |
| 未払利息 | 10,437 |
| 有価証券貸借取引受入金 | 7,690,970,072 |
| 流動負債合計 | 7,825,471,785 |
| 負債合計 | 7,825,471,785 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 197,507,396,100 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 221,194,745,804 |
| 元本等合計 | 418,702,141,904 |

| | |
|---|---|
| 純資産合計 | 418,702,141,904 |
| 負債純資産合計 | 426,527,613,689 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>先物取引<br>取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 |
| 2.費用・収益の計上基準 | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 2021年11月10日現在 | |
|---|---|
| 1．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 2.1199円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (21,199円) |
| 2．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 7,230,187,220円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 2021年11月10日現在 |
|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。<br>2．時価の算定方法 |

株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
先物取引
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

| 2021年11月10日現在 | |
|---|---|
| 期首 | 2021年 5月11日 |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額 | 189,017,112,223円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 19,830,767,089円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 11,340,483,212円 |
| 期末元本額 | 197,507,396,100円 |
| 期末元本額の内訳＊ | |
| バランスセレクト３０ | 133,000,340円 |
| バランスセレクト５０ | 308,135,837円 |
| バランスセレクト７０ | 446,917,551円 |
| 野村世界６資産分散投信（安定コース） | 2,224,469,469円 |
| 野村世界６資産分散投信（分配コース） | 2,886,523,161円 |
| 野村世界６資産分散投信（成長コース） | 7,746,801,291円 |
| 野村資産設計ファンド２０１５ | 37,136,842円 |
| 野村資産設計ファンド２０２０ | 37,489,296円 |
| 野村資産設計ファンド２０２５ | 67,074,016円 |
| 野村資産設計ファンド２０３０ | 94,706,607円 |
| 野村資産設計ファンド２０３５ | 82,300,821円 |
| 野村資産設計ファンド２０４０ | 156,844,930円 |
| 野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け） | 14,230,131,711円 |
| のむラップ・ファンド（保守型） | 2,326,955,172円 |
| のむラップ・ファンド（普通型） | 10,754,628,479円 |
| のむラップ・ファンド（積極型） | 3,512,741,370円 |
| 野村資産設計ファンド２０４５ | 26,579,487円 |
| 野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ | 1,934,650,437円 |
| マイ・ロード | 3,258,074,053円 |
| ネクストコア | 18,005,242円 |
| 野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型 | 1,387,475,725円 |
| 野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） | 2,618,762,504円 |
| 野村世界６資産分散投信（配分変更コース） | 1,310,031,944円 |
| 野村資産設計ファンド２０５０ | 38,579,087円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型 | 12,374,420円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型 | 6,591,889円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型 | 5,154,655円 |
| 野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型 | 4,220,485円 |
| のむラップ・ファンド（やや保守型） | 355,484,628円 |

| | |
|---|---|
| のむラップ・ファンド（やや積極型） | 500,627,003円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅠ） | 3,421,191円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅡ） | 3,517,705円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅢ） | 23,983,029円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅣ） | 6,475,862円 |
| インデックス・ブレンド（タイプⅤ） | 28,084,480円 |
| 野村６資産均等バランス | 2,374,833,144円 |
| 世界６資産分散ファンド | 76,986,431円 |
| 野村資産設計ファンド２０６０ | 21,652,187円 |
| ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式 | 1,250,522,314円 |
| グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用） | 295,208,123円 |
| グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 142,842,687円 |
| グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 452,520,396円 |
| グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 404,736,981円 |
| ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用） | 3,254,660円 |
| ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用） | 7,380,777円 |
| ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用） | 1,108,735円 |
| 野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 2,336,106,349円 |
| 野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用） | 6,313,144円 |
| 野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 63,646,775円 |
| 野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用） | 61,504,034円 |
| 野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 14,426,520円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用） | 90,976,715円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用） | 199,600,048円 |
| 野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用） | 4,261,331,239円 |
| 野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用） | 50,813,477円 |
| ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用） | 359,554,377円 |
| ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用） | 1,708,114,755円 |
| 野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用） | 161,618,213円 |
| 野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用） | 84,780,816円 |
| 野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用） | 2,387,727円 |
| バランスセレクト３０（確定拠出年金向け） | 5,779,151円 |
| バランスセレクト５０（確定拠出年金向け） | 28,763,795円 |
| バランスセレクト７０（確定拠出年金向け） | 32,765,640円 |
| 国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け） | 115,443,398円 |
| マイバランス３０（確定拠出年金向け） | 8,844,026,566円 |
| マイバランス５０（確定拠出年金向け） | 24,505,708,125円 |
| マイバランス７０（確定拠出年金向け） | 28,210,425,363円 |
| 野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け） | 34,302,353,733円 |
| マイバランスＤＣ３０ | 3,194,361,491円 |
| マイバランスＤＣ５０ | 5,455,882,735円 |
| マイバランスＤＣ７０ | 5,674,315,410円 |
| 野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ | 10,537,311,902円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド | 455,732,390円 |
| 野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド） | 38,778,197円 |
| マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け） | 1,292,386,559円 |
| マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け） | 1,018,198,223円 |

| | |
|---|---|
| マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け） | 915,899,847円 |
| 野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース | 10,772,176円 |
| 野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース | 4,881,178円 |
| 野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース | 79,016,596円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０ | 23,215,623円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０ | 20,532,132円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０ | 16,532,001円 |
| マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け） | 458,141,284円 |
| マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け） | 395,774,873円 |
| マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け） | 252,787,528円 |
| マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け） | 356,169,558円 |
| 野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０ | 11,354,862円 |
| マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け） | 73,906,001円 |
| 多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け） | 155,980,646円 |
| みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け） | 27,774円 |

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## ４【委託会社等の概況】

### （１）【資本金の額】

2021年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

### （２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年11月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 995 | 38,337,783 |
| 単位型株式投資信託 | 196 | 789,901 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 6,318,132 |
| 単位型公社債投資信託 | 511 | 1,596,791 |
| 合計 | 1,716 | 47,042,608 |

### （３）【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

| | | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | | | 2,626 | | 4,281 |
| 金銭の信託 | | | 41,524 | | 35,912 |
| 有価証券 | | | 24,399 | | 30,400 |
| 前払費用 | | | 106 | | 167 |
| 未収入金 | | | 522 | | 632 |
| 未収委託者報酬 | | | 23,936 | | 24,499 |
| 未収運用受託報酬 | | | 4,336 | | 4,347 |
| その他 | | | 71 | | 268 |
| 貸倒引当金 | | | △14 | | △14 |
| 流動資産計 | | | 97,509 | | 100,496 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 645 | | 2,666 |
| 建物 | ※２ | 295 | | 1,935 | |
| 器具備品 | ※２ | 349 | | 731 | |
| 無形固定資産 | | | 5,894 | | 5,429 |
| ソフトウェア | | 5,893 | | 5,428 | |
| その他 | | 0 | | 0 | |
| 投資その他の資産 | | | 16,486 | | 16,487 |
| 投資有価証券 | | 1,437 | | 1,767 | |
| 関係会社株式 | | 10,171 | | 9,942 | |
| 従業員長期貸付金 | | 16 | | - | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 長期差入保証金 | | 329 | | 330 | |
| 長期前払費用 | | 19 | | 15 | |
| 前払年金費用 | | 1,545 | | 1,301 | |
| 繰延税金資産 | | 2,738 | | 3,008 | |
| その他 | | 229 | | 122 | |
| 貸倒引当金 | | △0 | | - | |
| 固定資産計 | | | 23,026 | | 24,583 |
| 資産合計 | | | 120,536 | | 125,080 |

| | | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 157 | | 123 |
| 未払金 | | | 15,279 | | 16,948 |
| 未払収益分配金 | | 0 | | 0 | |
| 未払償還金 | | 3 | | 8 | |
| 未払手数料 | | 6,948 | | 7,256 | |
| 関係会社未払金 | | 7,262 | | 8,671 | |
| その他未払金 | | 1,063 | | 1,011 | |
| 未払費用 | ※1 | | 10,290 | | 9,171 |
| 未払法人税等 | | | 1,564 | | 2,113 |
| 前受収益 | | | 26 | | 22 |
| 賞与引当金 | | | 3,985 | | 3,795 |
| その他 | | | 67 | | - |
| 流動負債計 | | | 31,371 | | 32,175 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 3,311 | | 3,299 |
| 時効後支払損引当金 | | | 572 | | 580 |
| 資産除去債務 | | | - | | 1,371 |
| 固定負債計 | | | 3,883 | | 5,250 |
| 負債合計 | | | 35,254 | | 37,425 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | 85,270 | | 87,596 |
| 資本金 | | | 17,180 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | | 13,729 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 | | 11,729 | |
| その他資本剰余金 | | 2,000 | | 2,000 | |
| 利益剰余金 | | | 54,360 | | 56,686 |
| 利益準備金 | | 685 | | 685 | |
| その他利益剰余金 | | 53,675 | | 56,001 | |
| 別途積立金 | | 24,606 | | 24,606 | |
| 繰越利益剰余金 | | 29,069 | | 31,395 | |
| 評価・換算差額等 | | | 10 | | 57 |
| その他有価証券評価差額金 | | | 10 | | 57 |
| 純資産合計 | | | 85,281 | | 87,654 |
| 負債・純資産合計 | | | 120,536 | | 125,080 |

（２）【損益計算書】

| | | 前事業年度<br>(自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 115,736 | | 106,355 |
| 運用受託報酬 | | | 17,170 | | 16,583 |
| その他営業収益 | | | 340 | | 428 |
| 営業収益計 | | | 133,247 | | 123,367 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 39,435 | | 34,739 |
| 広告宣伝費 | | | 1,006 | | 1,005 |
| 公告費 | | | - | | 0 |
| 調査費 | | | 26,833 | | 24,506 |
| 調査費 | | 5,696 | | 5,532 | |
| 委託調査費 | | 21,136 | | 18,974 | |
| 委託計算費 | | | 1,342 | | 1,358 |
| 営業雑経費 | | | 5,823 | | 4,149 |
| 通信費 | | 75 | | 73 | |
| 印刷費 | | 958 | | 976 | |
| 協会費 | | 92 | | 88 | |
| 諸経費 | | 4,696 | | 3,011 | |
| 営業費用計 | | | 74,440 | | 65,760 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 11,418 | | 10,985 |
| 役員報酬 | | 109 | | 147 | |
| 給料・手当 | | 7,173 | | 7,156 | |
| 賞与 | | 4,134 | | 3,682 | |
| 交際費 | | | 86 | | 35 |
| 旅費交通費 | | | 391 | | 64 |
| 租税公課 | | | 1,029 | | 1,121 |
| 不動産賃借料 | | | 1,227 | | 1,147 |
| 退職給付費用 | | | 1,486 | | 1,267 |
| 固定資産減価償却費 | | | 2,348 | | 2,700 |
| 諸経費 | | | 10,067 | | 10,739 |
| 一般管理費計 | | | 28,055 | | 28,063 |
| 営業利益 | | | 30,751 | | 29,542 |

| | | 前事業年度<br>(自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日) | | 当事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) | | 金額(百万円) | |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | ※１ | 4,936 | | 4,540 | |
| 受取利息 | | 0 | | 0 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 金銭の信託運用益 | | - | | 1,698 | |
| その他 | | 309 | | 447 | |
| 営業外収益計 | | | 5,246 | | 6,687 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 金銭の信託運用損 | | 230 | | - | |
| 投資事業組合等評価損 | | 146 | | - | |
| 時効後支払損引当金繰入額 | | 18 | | 13 | |
| 為替差損 | | 23 | | 26 | |
| その他 | | 23 | | 32 | |
| 営業外費用計 | | | 443 | | 72 |
| 経常利益 | | | 35,555 | | 36,157 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券等売却益 | | 21 | | 71 | |
| 株式報酬受入益 | | 59 | | 48 | |
| 移転補償金 | | - | | 2,077 | |
| 特別利益計 | | | 81 | | 2,197 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券等評価損 | | 119 | | 36 | |
| 関係会社株式評価損 | | 1,591 | | 582 | |
| 固定資産除却損 | ※２ | 67 | | 105 | |
| 事務所移転費用 | | - | | 406 | |
| 特別損失計 | | | 1,778 | | 1,129 |
| 税引前当期純利益 | | | 33,858 | | 37,225 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 9,896 | | 11,239 |
| 法人税等調整額 | | | △34 | | △290 |
| 当期純利益 | | | 23,996 | | 26,276 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 30,723 | 56,014 | 86,924 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △25,650 | △25,650 | △25,650 |
| 当期純利益 | | | | | | | 23,996 | 23,996 | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △1,653 | △1,653 | △1,653 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 33 | 33 | 86,958 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △25,650 |
| 当期純利益 | | | 23,996 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △23 | △23 | △23 |
| 当期変動額合計 | △23 | △23 | △1,676 |
| 当期末残高 | 10 | 10 | 85,281 |

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,069 | 54,360 | 85,270 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △23,950 | △23,950 | △23,950 |
| 当期純利益 | | | | | | | 26,276 | 26,276 | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 2,326 | 2,326 | 2,326 |
| 当期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 10 | 10 | 85,281 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △23,950 |
| 当期純利益 | | | 26,276 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 46 | 46 | 46 |
| 当期変動額合計 | 46 | 46 | 2,372 |
| 当期末残高 | 57 | 57 | 87,654 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)<br>時価のないもの … 移動平均法による原価法 |
| ２．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| ３．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br>建物 6年<br>附属設備 6～15年<br>器具備品 4～15年<br><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。 |
| ４．引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br><br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 |

| | |
|---|---|
| | (3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br><br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 5．消費税等の会計処理方法 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 |
| 6．連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。<br>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）
・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）
・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）
・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2020年3月31日) | 当事業年度末<br>(2021年3月31日) |
|---|---|
| ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,296百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　761百万円<br>器具備品　2,347<br>合計　3,109 | ※１．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払費用　1,256百万円<br><br>※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物　346百万円<br>器具備品　643<br>合計　990 |

◇　損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自　2019年4月１日<br>至　2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自　2020年4月１日<br>至　2021年3月31日) |
|---|---|

| | |
|---|---|
| ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　4,931百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>器具備品　7百万円<br>ソフトウェア　59<br>合計　67 | ※１．関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金　4,334百万円<br><br>※２．固定資産除却損<br>器具備品　2百万円<br>ソフトウェア　102<br>合計　105 |

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 25,650百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,980円 |
| 基準日 | 2019年3月31日 |
| 効力発生日 | 2019年6月28日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | － | － | 5,150,693株 |

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 23,950百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 4,650円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月30日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| １株当たり配当額 | 5,100円 |
| 基準日 | 2021年3月31日 |
| 効力発生日 | 2021年6月30日 |

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月１日　至 2020年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 2,626 | 2,626 | - |
| (2)金銭の信託 | 41,524 | 41,524 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 23,936 | 23,936 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,336 | 4,336 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 24,399 | 24,399 | - |
| その他有価証券 | 24,399 | 24,399 | - |
| 資産計 | 96,823 | 96,823 | - |
| (6)未払金 | 15,279 | 15,279 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |
| 未払償還金 | 3 | 3 | - |
| 未払手数料 | 6,948 | 6,948 | - |
| 関係会社未払金 | 7,262 | 7,262 | - |
| その他未払金 | 1,063 | 1,063 | - |
| (7)未払費用 | 10,290 | 10,290 | - |
| (8)未払法人税等 | 1,564 | 1,564 | - |
| 負債計 | 27,134 | 27,134 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 2,626 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 41,524 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 23,936 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,336 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 24,399 | - | - | - |
| 合計 | 96,823 | - | - | - |

当事業年度（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金・預金 | 4,281 | 4,281 | - |
| (2)金銭の信託 | 35,912 | 35,912 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 24,499 | 24,499 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,347 | 4,347 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| その他有価証券 | 30,400 | 30,400 | - |
| 資産計 | 99,441 | 99,441 | - |
| (6)未払金 | 16,948 | 16,948 | - |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 | - |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 未払償還金 | 8 | 8 | - |
| 未払手数料 | 7,256 | 7,256 | - |
| 関係会社未払金 | 8,671 | 8,671 | - |
| その他未払金 | 1,011 | 1,011 | - |
| (7)未払費用 | 9,171 | 9,171 | - |
| (8)未払法人税等 | 2,113 | 2,113 | - |
| 負債計 | 28,233 | 28,233 | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金 | 4,281 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 35,912 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 24,499 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 4,347 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 30,400 | - | - | - |
| 合計 | 99,441 | - | - | - |

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 4,400 | 4,400 | - |
| コマーシャル・ペーパー | 19,999 | 19,999 | |
| 小計 | 24,399 | 24,399 | - |
| 合計 | 24,399 | 24,399 | - |

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2019年4月１日　至　2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

１．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2021年3月31日)

| 区分 | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 30,400 | 30,400 | - |
| 小計 | 30,400 | 30,400 | - |
| 合計 | 30,400 | 30,400 | - |

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

該当事項はありません。

◇　退職給付関係

| 前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日) |
|---|
| １．採用している退職給付制度の概要<br>当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。<br><br>２．確定給付制度 |

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,551 百万円 |
| 勤務費用 | 1,034 |
| 利息費用 | 154 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △138 |
| 退職給付の支払額 | △858 |
| その他 | 17 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,761 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 17,469 百万円 |
| 期待運用収益 | 436 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △393 |
| 事業主からの拠出額 | 566 |
| 退職給付の支払額 | △666 |
| 年金資産の期末残高 | 17,413 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 20,462百万円 |
| 年金資産 | △17,413 |
| | 3,048 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,299 |
| 未積立退職給付債務 | 6,347 |
| 未認識数理計算上の差異 | △4,764 |
| 未認識過去勤務費用 | 185 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,311 |
| 前払年金費用 | △1,545 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,766 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 1,034 百万円 |
| 利息費用 | 154 |
| 期待運用収益 | △436 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 572 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △35 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,289 |

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 57% |
| 株式 | 24% |
| 生保一般勘定 | 12% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.6% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自　2020年4月1日　至　2021年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 23,761 百万円 |
| 勤務費用 | 1,016 |
| 利息費用 | 139 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △893 |
| 退職給付の支払額 | △781 |
| その他 | 28 |
| 退職給付債務の期末残高 | 23,270 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 17,413 百万円 |
| 期待運用収益 | 409 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,328 |
| 事業主からの拠出額 | 824 |
| 退職給付の支払額 | △626 |
| 年金資産の期末残高 | 19,349 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 19,959 百万円 |
| 年金資産 | △19,349 |
| | 610 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,311 |
| 未積立退職給付債務 | 3,921 |
| 未認識数理計算上の差異 | △2,074 |
| 未認識過去勤務費用 | 151 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,299 |
| 前払年金費用 | △1,301 |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,998 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 1,016 百万円 |
| 利息費用 | 139 |
| 期待運用収益 | △409 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 469 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | △34 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,182 |

(5) 年金資産に関する事項
①年金資産の主な内容
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 債券 | 52% |
| 株式 | 30% |
| 生保一般勘定 | 11% |
| 生保特別勘定 | 7% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.8% |
| 退職一時金制度の割引率 | 0.5% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇　税効果会計関係

**前事業年度末（2020年3月31日）**

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,235 |
| 退職給付引当金 | 1,026 |
| 関係会社株式評価減 | 762 |
| 未払事業税 | 285 |
| 投資有価証券評価減 | 462 |
| 減価償却超過額 | 171 |
| 時効後支払損引当金 | 177 |
| 関係会社株式売却損 | 148 |
| ゴルフ会員権評価減 | 167 |
| 未払社会保険料 | 97 |
| その他 | 219 |
| 繰延税金資産小計 | 4,754 |
| 評価性引当額 | △1,532 |
| 繰延税金資産合計 | 3,222 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 4 |
| 前払年金費用 | 478 |
| 繰延税金負債合計 | 483 |
| 繰延税金資産の純額 | 2,738 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △4.4% |
| タックスヘイブン税制 | 2.6% |
| 外国税額控除 | △0.7% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% |
| その他 | 0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.1% |

**当事業年度末（2021年3月31日）**

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | 百万円 |
|---|---|
| 賞与引当金 | 1,176 |
| 退職給付引当金 | 1,022 |
| 関係会社株式評価減 | 784 |
| 未払事業税 | 430 |
| 投資有価証券評価減 | 428 |
| 減価償却超過額 | 223 |
| 時効後支払損引当金 | 179 |
| 関係会社株式売却損 | 148 |
| ゴルフ会員権評価減 | 135 |
| 未払社会保険料 | 95 |
| その他 | 341 |
| 繰延税金資産小計 | 4,968 |
| 評価性引当額 | △1,530 |
| 繰延税金資産合計 | 3,437 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 25 |
| 前払年金費用 | 403 |
| 繰延税金負債合計 | 429 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,008 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 31.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.5% |
| タックスヘイブン税制 | 1.9% |
| 外国税額控除 | △0.5% |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.2% |
| その他 | 0.3% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.4% |

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>自　2019年4月 1日<br>至　2020年3月31日 | 当事業年度<br>自　2020年4月 1日<br>至　2021年3月31日 |
|---|---|---|
| 期首残高 | - | - |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - | 1,371 |
| 時の経過による調整額 | - | - |
| 期末残高 | - | 1,371 |

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2019年4月１日　至　2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 31,378 | 未払手数料 | 5,536 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの購入(*2) | 20,000 | 有価証券 | 19,999 |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*2） コマーシャル･ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000(百万円) | 証券業 | ― | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 26,722 | 未払手数料 | 5,690 |
| | | | | | | | コマーシャル・ペーパーの償還(*2) | 20,000 | 有価証券 | - |
| | | | | | | | 有価証券受取利息 | 0 | その他営業外収益 | 0 |

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*２） コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## ２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

### （１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### （２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

| 前事業年度<br>(自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日) |
|---|---|
| １株当たり純資産額　16,557円31銭<br>１株当たり当期純利益　4,658円88銭 | １株当たり純資産額　17,018円01銭<br>１株当たり当期純利益　5,101円61銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　23,996百万円<br>普通株式に係る当期純利益　23,996百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。<br><br>１株当たり当期純利益の算定上の基礎<br>損益計算書上の当期純利益　26,276百万円<br>普通株式に係る当期純利益　26,276百万円<br>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。<br>普通株式の期中平均株式数　5,150,693株 |

## 中間財務諸表

### ◇中間貸借対照表

| | | 2021年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 2,226 |
| 金銭の信託 | | 36,349 |
| 有価証券 | | 11,600 |
| 未収委託者報酬 | | 26,924 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,497 |
| その他 | | 1,176 |
| 貸倒引当金 | | △15 |
| 流動資産計 | | 82,759 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※１ | 2,005 |
| 無形固定資産 | | 5,512 |
| ソフトウェア | | 5,511 |

| | | |
|---|---|---|
| その他 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 15,622 |
| 投資有価証券 | | 1,949 |
| 関係会社株式 | | 9,864 |
| 前払年金費用 | | 1,305 |
| 繰延税金資産 | | 1,951 |
| その他 | | 551 |
| 固定資産計 | | 23,140 |
| 資産合計 | | 105,899 |

| | | 2021年9月30日現在 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 12,617 |
| 未払収益分配金 | | 0 |
| 未払償還金 | | 5 |
| 未払手数料 | | 8,203 |
| 関係会社未払金 | | 3,481 |
| その他未払金 | ※２ | 925 |
| 未払費用 | | 9,068 |
| 未払法人税等 | | 1,282 |
| 賞与引当金 | | 1,966 |
| 資産除去債務 | | 296 |
| その他 | | 150 |
| 流動負債計 | | 25,381 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 3,265 |
| 時効後支払損引当金 | | 588 |
| 資産除去債務 | | 1,123 |
| 固定負債計 | | 4,976 |
| 負債合計 | | 30,358 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | 75,467 |
| 資本金 | | 17,180 |
| 資本剰余金 | | 13,729 |
| 資本準備金 | | 11,729 |
| その他資本剰余金 | | 2,000 |
| 利益剰余金 | | 44,557 |
| 利益準備金 | | 685 |
| その他利益剰余金 | | 43,872 |
| 別途積立金 | | 24,606 |
| 繰越利益剰余金 | | 19,265 |
| 評価・換算差額等 | | 74 |
| その他有価証券評価差額金 | | 74 |
| 純資産合計 | | 75,541 |
| 負債・純資産合計 | | 105,899 |

◇中間損益計算書

| | | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|---|
| 区分 | 注記番号 | 金額(百万円) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 57,049 |
| 運用受託報酬 | | 8,278 |
| その他営業収益 | | 219 |

| | | |
|---|---|---|
| 営業収益計 | | 65,547 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 19,265 |
| 調査費 | | 12,882 |
| その他営業費用 | | 2,443 |
| 営業費用計 | | 34,591 |
| 一般管理費 | ※1 | 14,589 |
| 営業利益 | | 16,366 |
| 営業外収益 | ※2 | 4,136 |
| 営業外費用 | ※3 | 262 |
| 経常利益 | | 20,241 |
| 特別利益 | ※4 | 49 |
| 特別損失 | ※5 | 507 |
| 税引前中間純利益 | | 19,782 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,594 |
| 法人税等調整額 | | 1,049 |
| 中間純利益 | | 14,139 |

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 31,395 | 56,686 | 87,596 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △26,268 | △26,268 | △26,268 |
| 中間純利益 | | | | | | | 14,139 | 14,139 | 14,139 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △12,129 | △12,129 | △12,129 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 当中間期末残高 | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 19,265 | 44,557 | 75,467 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 57 | 57 | 87,654 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △26,268 |
| 中間純利益 | | | 14,139 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 16 | 16 | 16 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 16 | △12,112 |
| 当中間期末残高 | 74 | 74 | 75,541 |

[重要な会計方針]

| | |
|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法<br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）<br>時価のないもの…移動平均法による原価法 |
| 2　運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法によっております。 |
| 3　固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。<br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| 4　引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 |

| | |
|---|---|
| | (3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 5　収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。<br><br>①　委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>②　運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br><br>③　成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |
| 6　消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。 |
| 7　連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。<br>なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

**[会計方針の変更]**

（収益認識に関する会計基準等の適用）
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。
また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

| 2021年9月30日現在 |
|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額<br>1,136百万円<br><br>※２　消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。 |

◇中間損益計算書関係

| 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 | |
|---|---|
| ※１　減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 286百万円 |
| 無形固定資産 | 1,006百万円 |
| ※２　営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 3,530百万円 |
| ※３　営業外費用のうち主要なもの | |
| 金銭の信託運用損 | 71百万円 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 10百万円 |
| ※４　特別利益の内訳 | |
| 投資有価証券等売却益 | 26百万円 |
| 株式報酬受入益 | 23百万円 |

※５　特別損失の内訳

| | |
|---|---|
| 投資有価証券等売却損 | 0百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 77百万円 |
| 固定資産除却損 | 374百万円 |
| 事務所移転費用 | 54百万円 |

◇中間株主資本等変動計算書関係

自　2021年4月 1日
至　2021年9月30日

１　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,150,693株 | ― | ― | 5,150,693株 |

２　配当に関する事項

配当金支払額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 配当金の総額 | 26,268百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 5,100円 |
| (3) 基準日 | 2021年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 2021年6月30日 |

◇金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)金銭の信託 | 36,349 | 36,349 | - |
| 資産計 | 36,349 | 36,349 | - |

（注）1　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）2　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当中間会計期間（百万円） |
|---|---|
| 市場価格のない株式等（※）1，2 | 10,176 |
| 組合出資金等 | 1,637 |
| 合計 | 11,814 |

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（※）2　非上場株式等について、当中間会計期間において77百万円減損処理を行っております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3

つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

2021年9月30日現在

| | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（運用目的・その他）（※） | - | 2,452 | - | 2,452 |
| 合計 | - | 2,452 | - | 2,452 |

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託33,897百万円は表中に含まれておりません。

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末　（2021年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2021年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

| | 中間貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 9,758 |
| 関連会社株式 | 106 |

| | |
|---|---|
| 合計 | 9,864 |

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

３．その他有価証券(2021年9月30日)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| 譲渡性預金 | 11,600 | 11,600 | - |
| 小計 | 11,600 | 11,600 | - |
| 合計 | 11,600 | 11,600 | - |

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　(単位：百万円)

| | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|
| 期首残高 | 1,371 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 48 |
| 時の経過による調整額 | - |
| 中間期末残高 | 1,419 |

◇収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|---|
| 委託者報酬 | 57,003百万円 |
| 運用受託報酬 | 8,273百万円 |
| 成功報酬（注） | 51百万円 |
| その他営業収益 | 219百万円 |
| 合計 | 65,547百万円 |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] ５　収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自　2021年4月1日　至　2021年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

| 自　2021年4月 1日<br>至　2021年9月30日 |
|---|
| １株当たり純資産額　14,666円31銭<br><br>１株当たり中間純利益　2,745円08銭<br><br>(注) １.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。<br>２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。<br>中間純利益　14,139百万円<br>普通株主に帰属しない金額　―<br>普通株式に係る中間純利益　14,139百万円<br>期中平均株式数　5,150千株 |

# 独立監査人の監査報告書

２０２１年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 亀　井　　純　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津　村　　健二郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　　真太郎 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年3月３１日までの第６２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　　上**

---

**(注)　1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２１年１１月２４日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯　原　　尚 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津　村　健二郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水　永　真太郎 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第６３期事業年度の中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２１年４月１日から２０２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

**断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。**

**中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**

**監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　　上**

---

**(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。**
**2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２１年１２月２４日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　伊　藤　志　保

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIXの２０２１年５月１１日から２０２１年１１月１０日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIXの２０２１年１１月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２１年５月１１日から２０２１年１１月１０日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注）1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。